

# 障がい者福祉制度 ガイドブック



栗山町福祉課 福祉・子育てグループ

## 目 次

身体障害者手帳	1
療育手帳	2
精神障害者保健福祉手帳	3
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	4
重度心身障害者医療費助成制度	5
後期高齢者医療制度	5
障害年金（厚生年金・国民年金）	6
北海道心身障害者扶養共済制度	6
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当	7
日常生活用具の給付	8
補装具費の支給	9
特定疾患患者等通院費の助成	10
精神障がい者通所交通費の助成	10
手話通訳者の派遣	10
福祉ハイヤー利用料金の助成	11
町指定ごみ袋の配付	11

NHK 放送受信料の免除	12
公共料金等の割引	12
自動車運転免許取得費用の助成	13
自動車改造費の助成	13
有料道路通行料期の割引	14
ヘルプマークについて	14
各種税金の控除	15
障害福祉サービス	16
子どもを対象としたサービス	19
相談窓口について	21

障がい福祉制度一覧表															
ページ	障がい区分	視覚						聴覚又は平衡機能						音声・言語・そしゃく機能	
	施策	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
4	自立支援医療（更生医療・育成医療）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	重度心身障害者医療費助成	○	○					○							
5	後期高齢者医療費助成（※65歳以上）	●	●	●				●	●				●	●	
6	障害年金（厚生年金・国民年金）	国民年金法障害等級の1級又は2級に該当する20歳以上の方													
6	北海道心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○				○		
7	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な方													
8	日常生活用具給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	補装具費支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	福祉ハイヤー利用料金の助成（※非課税世帯）	○	○												
11	指定ごみ袋の交付	おむつを使用している障がい者または要介護者													
12	NHK放送受信料の免除	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	
12	公共交通機関運賃等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	自動車運転免許費の助成	●	●	●	●			●	●	●			●	●	
14	有料道路通行料金の割引（本人又は第1種の方の介護者・保護者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	所得税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	自動車税・軽自動車税の減免	○	○	○	○			○	○				○		
16	障害福祉サービスの支給	障害者手帳所持者及び難病患者等													
特定の障がいの方へ向けた福祉制度															
4	自立支援医療（精神通院医療）	精神科の病気で通院されている方													
10	特定疾患患者等通院費助成	内部障がい（腎臓機能障がいの方）または特定疾患患者													
10	精神障がい者通所交通費助成	精神障がい者で町外の障害福祉サービス事業所等へ通所されている方													
10	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者または音声・言語障がい者													
13	自動車改造費の助成	肢体不自由（下肢障がい）1～4級													

○…対象 ●…年齢制限等あり △…対象要件あり															
肢体不自由						内部				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			お問合せ窓口
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						福祉課福祉・子育てグループ
○	○					○	○	○		○		○			住民保健課国保グループ
●	●	●	△ 下肢			●	●	●		●		●			住民保健課国保グループ
															住民保健課国保グループ
○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	空知総合振興局社会福祉課
															福祉課福祉・子育てグループ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					福祉課福祉・子育てグループ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						福祉課福祉・子育てグループ
△ 下肢	△ 体幹					△ 腎臓				○					福祉課福祉・子育てグループ
															福祉課福祉・子育てグループ
●	●	△	△	△	△	●	●	△	△	●	△	●	△	△	福祉課福祉・子育てグループ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	各社窓口
●	●	●	●			●	●	●	●						福祉課福祉・子育てグループ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					福祉課福祉・子育てグループ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩見沢税務署
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	空知総合振興局納税課 / 税務課課税グループ
(18歳未満は手帳を所持していない場合でも障がいの状況等により対象)														福祉課福祉・子育てグループ	
															福祉課福祉・子育てグループ
															福祉課福祉・子育てグループ
															福祉課福祉・子育てグループ
															福祉課福祉・子育てグループ
															福祉課福祉・子育てグループ

# 身体障害者手帳

## 身体障害者手帳

写真サイズ  
たて4cm×よこ3cm  
(正面・脱帽)

写真

北海道  
第123456号  
令和1年2月3日  
交付  
旅客鉄道株式会社  
旅客運賃減額  
第1種  
身体障害者等級表  
による 1級

交通機関を利用する際の割引区分で、1種と2種があります。

障害名

○○○○○○による  
▲▲▲▲▲▲機能障害

氏名

栗山 A太郎 平成元年11月11日生

北海道 印

障害種別（下肢、心臓、腎臓等）と等級が記載されます

(障害区分)

●● 1級

手続きの内容	必要なもの
新規申請 再判定	診断書 写真
紛失や破損	身体障害者手帳 ※破損の場合 写真
障がい状態の変化	身体障害者手帳 診断書 写真
氏名や住所の変更 死亡 転入	身体障害者手帳
転出	(転出先での手続きになります)

マイナンバーカードは、各種手続きに必要になりますので、用意の上、申請を行ってください。

# 療育手帳

療育手帳

写真

北海道  
第 1 2 3 4 5 6 号  
令和 1 年 2 月 3 日  
交付  
旅客鉄道株式会社  
旅客運賃減額  
第 1 種

氏 名  
栗山 B 太郎 平成元年 1 1 月 1 1 日生

北海道 印

障害の程度は  
**A** か **B** と記載されます

判定の記録 (1)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害
<b>A</b>	第 1 2 3 4 5 6 号 <small>(身体障害 1 級)</small>
	判定年月日 令和3年11月11日
	次の判定年月日 令和5年11月
判定機関	北海道立心身障害者総合相談所

判定の記録 (2)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害
	第 〇〇〇〇〇〇 号 <small>(身体障害 〇 級)</small>
	判定年月日 〇年〇月〇日
	次の判定年月日 〇年〇月
判定機関	〇〇〇〇〇〇〇〇 印

手続きの内容	必要なもの
新規申請	写真
障がい状態の変化 紛失や破損 氏名の変更	療育手帳 写真
保護者や住所の変更 死亡 転入	療育手帳
転出	(転出先での手続きになります)

「次の判定年月日」  
が設定されている場  
合は、期日までに再  
判定を受ける必要が  
あります。

療育手帳は、申請を行う前に判定を受ける必要があります。

**18歳未満は、岩見沢児童相談所**

**18歳以上は、北海道立心身障害者総合相談所**

にて、事前に判定を受けてください。

# 精神障害者保健福祉手帳

障害者手帳		初回交付日	令和1年10月10日	写真サイズ たて4cm×よこ3cm ※正面・脱帽・1年 以内に撮影のもの	北海道 1234567号
氏名	栗山 C太郎	交付日	令和1年10月10日	写真	記載欄が全て記入された 後の更新（または障がい 等級の変更）は、手帳が 新しくなるので、写真が 必要になります。
住所	栗山町松風3丁目1番1号	有効期限	令和3年9月30日		
生年月日	昭和62年11月1日	更新・有効期限	令和3年10月1日から 令和5年9月30日まで	有効期間は2年です。 有効期限の3か月前から 更新の手続きを行うこと ができます。	北海道
障害等級	1級	更新・有効期限	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
手帳番号	1234567号	更新・有効期限	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
自立支援医療受給者番号	1234567890	精神保健及び精神障害者保健福祉に 関する法律第45条の保健福祉手帳			
北海道					

障害等級は  
**1～3級**が  
記載されます

マイナンバーカードは、各種手続きに  
必要になりますので、ご用意の上、  
申請を行ってください。

手続きの内容	必要なもの
新規申請	診断書または障害年金証書 写真
更新申請	診断書または障害年金証書 精神障害者保健福祉手帳 写真 ※記載欄が不足する場合
紛失や破損	精神障害者保健福祉手帳 写真
障がい状態の変化	診断書または障害年金証書 精神障害者保健福祉手帳 写真
氏名や住所の変更 死亡 転入	精神障害者保健福祉手帳 写真 ※札幌市・道外から転入の場合
転出	(転出先での手続きになります)

## 自立支援医療（更生医療・育成医療）

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222



治療によって障がいの軽減が見込まれる医療について助成します。  
1割の医療費負担で、負担金額に上限があります。

認定後からの助成となり、  
認定前に受けた医療は  
対象になりません。

### □ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳（更生医療は必須）
- ・ 医師意見書（指定医療機関のもの）
- ・ 健康保険証（国保・後期高齢者医療の保険証の方は、世帯員全員分）
- ・ 非課税年金（遺族年金・障害年金等）の収入額が確認できる書類（通知書等）  
※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

#### 【更生医療の例】

人工透析療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、肝臓移植 など

#### 【育成医療の例】

斜視手術、側湾症手術、左白蓋形成手術、心房（心室）中隔欠損閉鎖術 など

## 自立支援医療（精神通院医療）

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

精神の病気（てんかんを含む）による通院について、医療費を助成します。  
1割の医療費負担で、負担金額に上限があります。



### □ 手続きに必要なもの

- ・ 診断書（3か月以内に指定医療機関で作成されたもの）
- ・ 健康保険証（国保・後期高齢者医療の保険証の方は、世帯員全員分）
- ・ 非課税年金（遺族年金・障害年金等）の収入額が確認できる書類（通知書等）  
※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

○ 更新や変更の手続きの際は、交付されている受給者証をお持ちください。

更新の手続きは、期限が切れる3か月前から行うことができます。

## 重度心身障害者医療費助成制度

住民保健課 国保グループ（1階②番窓口）  
（0123）73-7508

健康保険適用の診療代について助成します。

### 対象者

- ・ 身体障害者手帳 1～2 級、3 級の一部（内部障がい）
- ・ 療育手帳 A 判定
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

※65 歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要になります。

※生活保護を受給されている方は対象外です。

### 手続きに必要なもの

- ・ 障がい者手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 所得課税証明書（※町外から転入された人など）
- ・ 印鑑



## 後期高齢者医療制度

住民保健課 国保グループ（1階②番窓口）  
（0123）73-7508

基準を満たす方は後期高齢者医療制度に 65 歳から加入することができ、医療費の負担金額を抑えることができます。

### 対象者

- ・ 身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部（音声障害、言語障害、下肢障害の一部）
- ・ 療育手帳 A 判定
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級

### 手続きに必要なもの

- ・ 障がい者手帳
- ・ 健康保険証



## 障害年金（厚生年金・国民年金）

住民保健課 国保グループ（1階②番窓口）

（0123）73-7508

岩見沢年金事務所

（0126）25-1570



病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。

	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガの初診日が次のいずれかの間                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国民年金加入期間</li> <li>➢ 20歳前または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間</li> </ul> </li> <li>障がいの状態が基準に該当する</li> <li>保険料の納付要件を満たす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガの初診日が厚生年金加入期間</li> <li>障がいの状態が基準に該当する</li> <li>保険料の納付要件を満たす</li> </ul>
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場住民保健課 国保グループ(②番窓口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩見沢年金事務所（岩見沢市9条西3丁目）</li> </ul>
金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,020,000円(1級)</li> <li>816,000円(2級)（令和6年4月現在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与等の額と加入期間により算定</li> </ul>
加算額	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の子がいる場合、加算があります</li> <li>2人目まで 234,800円(1人につき)</li> <li>3人目以降 78,300円</li> <li>（令和6年4月現在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳未満の配偶者がいる場合、加算があります</li> <li>234,800円（令和6年4月現在）</li> </ul>
支給方法	年6回に分けて本人指定の口座へ振り込み	<p>保険料の納付要件や障がい状態の確認が必要になります。詳しい内容については、担当窓口にお問合せください。</p>

## 北海道心身障害者扶養共済制度

空知総合振興局 社会福祉課地域福祉係

（0126）20-0111

保護者が亡くなられたとき（または重度障がい者となったとき）に、残された障がいのある人に、終身一定額の年金を支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方を扶養している保護者</li> <li>道内在住（札幌市を除く）で、加入年度の4月1日時点で65歳未満</li> <li>生命保険に加入できる健康状態</li> </ul>
支給額	月額 20,000円(1口) ※2口加入 月額 40,000円 ※障がい者1人につき、2口まで加入できます

### 【対象となる障がい】

- ① 身体障害者手帳1～3級
- ② 療育手帳
- ③ 精神疾患または難病の人

# 特別障害者手当

## 障害児福祉手当

### 特別児童扶養手当

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

日常生活で介護を必要とする方に手当を支給します。



区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上</li> <li>日常生活で特別な介護を常時必要とする</li> <li>在宅で介護を受けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満</li> <li>日常生活で特別な介護を常時必要とする</li> <li>在宅で介護を受けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体や知的、精神に障がいがある20歳未満の児童の保護者（もしくは養育者）</li> </ul>
※対象とならない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得額が基準を超える</li> <li>施設に入所している</li> </ul> <p>※ 3か月を超える入院や障がいを支給事由とする年金を受給している場合も対象とならない場合があります。</p>		
手当額	28,840 円 (令和 6 年4月現在)	15,690 円 (令和 6 年4月現在)	1級 55,350 円 2級 36,860 円 (令和 6 年4月現在)
支給方法	2月、5月、8月、11月の年4回に分けて口座振り込み		4月、8月、11月の年3回に分けて口座振り込み
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書(所定の様式のもの)</li> <li>障がい者手帳(お持ちの方)</li> <li>戸籍謄本</li> <li>本人名義の預金通帳</li> <li>※年金を受給している人「年金証書」または「年金振込通知書」</li> <li>※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要となる場合があります</li> </ul>		

※所得要件は、本人、配偶者、扶養義務者（同居親族）の所得額を確認します。

## 日常生活用具の給付

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

日常生活で必要とする用具を給付します。  
1割の費用負担で、負担金額に上限があります。

手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 見積書

※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。



【対象種目の例】

ストマ用装具、手すり、たん吸入器 など

○ 住宅改修について

障がい者の生活動作補助のため、小規模な住宅改修費の援助制度があります。

対象者

65歳未満で、下肢または体幹機能障がい1～3級

車いすの交付を受けた内部障がい者

※特殊便器を設置する場合は、上肢機能障がい1～2級

給付限度額

20万円

※所得基準により1割負担の場合あり

※世帯につき1回のみ

※介護保険制度の優先

65歳以上の介護保険の対象者は、対象になりません。

40～65歳未満でも一部介護保険対象となります。

対象となる改修

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 段差の解消
- ・ すべりの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取替え（扉の撤去を含む）
- ・ 洋式便器等への便器の取替え
- ・ その他、上の工事に対して必要となる工事



## 40～65歳未満で介護保険対象となる疾病（指定16疾病）

1. 末期がん
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う）

## 補装具費の支給

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
(0123) 73-2222



障がいを補う用具の購入や修理、レンタルの費用を支給します。  
1割の費用負担で、負担金額に上限があります。  
認定された障がいに該当する補装具が支給対象となります。

### 【対象種目の例】

□ 手続きに必要なもの

義手・義足、車いす、補聴器、松葉杖 など

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 補装具費支給意見書（指定医師作成のもの）
- ・ 見積書

※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

耐用年数があり、原則的に耐用年数以内に再度支給はできません。

身体障害者手帳の該当とならない軽度・中等度の難聴がある子どもの補聴器購入等についての助成制度もあります。  
詳しい内容については、お問合せください。

## 特定疾患や人工透析治療など通院交通費の助成

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
(0123) 73-2222

特定疾患や人工透析療法など治療のために町外医療機関へ通院している人に、交通費を助成します。

### □ 対象者

- ・ 北海道特定疾患治療研究による医療受給者証の交付を受けている人
- ・ 人工透析療法による医療給付を受けている人
- ・ 前2号のうち、障がい者手帳第1種に区分された人の介護者  
または通院に介護を必要とすると医師が認めた人



### □ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳または特定疾患医療受給者証
- ・ 通院証明書

生活保護受給者は  
対象になりません。

## 精神障がい者通所交通費の助成

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
(0123) 73-2222

精神に障がいのある方の社会参加促進を目的として、町外の障害福祉サービス事業所等へ送迎を利用せずご自分で通所されている方に交通費の一部を助成します。

### □ 対象者

- ・ 栗山町内に住所を有し、居住している精神に障がいのある方

### □ 手続きに必要なもの

- ・ 通所証明書
- ・ 振込先通帳の写し



## 手話通訳者の派遣

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）

(0123) 73-2222

聴覚障がい者の活動を支援するため、手話通訳者を派遣します。

### □ 対象者

聴覚、言語、音声機能に障がいのある身体障がい者



インターネット回線を通して遠隔で手話通訳を受けることができるサービスもあります。(遠隔手話通訳サービス)  
詳しい内容については、お問合せください。

## 福祉ハイヤー利用料金の助成

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

歩くことが難しい人や人工透析のため町内医療機関に通院している人に、生活圏の拡大と福祉増進のため、タクシー料金の一部を助成します。



- 対象者 ※非課税世帯で、以下のいずれかに該当する人
  - ・ 身体障害者手帳1～2級の下肢、体幹機能または視覚障がいの人
  - ・ 身体障害者手帳1～2級の腎臓機能障がいによる人工透析患者（町内医療機関に通院している人のみ）
  - ・ 療育手帳A判定の人

### □ 助成内容

- ・ 初乗り料金分（600円）のチケットを年間24枚交付します

### □ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 印鑑

- ・ 利用会社は「栗山ハイヤー」になります。
- ・ 4月から翌年3月末までの1年間が有効期間となります。

## 指定ごみ袋の配付

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222



紙おむつや尿取りパッドを使用している障がい者や介護認定を受けている人がいる世帯に、町指定ごみ袋を配付します。



### □ 手続きに必要なもの

- ・ 対象を証明できるもの（介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳）
- ・ 紙おむつ等を購入したことが証明できる書類（購入時のレシートなど）
- ・ 印鑑

#### 【紙おむつを使用者】

（茶色袋）35L 1か月10枚 または （茶色袋）50L 1か月5枚

#### 【尿取りパッドを使用者】

（茶色袋）35L 1か月5枚 ※4か月ごとのお渡しになります

## NHK 放送受信料の免除

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

NHK 放送受信料が免除されます。

町の証明を受けてから NHK へ申請します

区分	全額免除	半額免除
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税世帯で障がい者手帳を持っている人がいる世帯</li> <li>・ 生活保護受給世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯主が契約者で次のいずれかに該当する世帯               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 身体障害者手帳1～2級、視覚・聴覚障がい者</li> <li>➢ 療育手帳 A 判定</li> <li>➢ 精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul> </li> </ul>
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者手帳(お持ちの人のみ)</li> <li>・ 印鑑</li> </ul> <p>※町外から転入された人など、「所得課税証明書」が必要になる場合があります</p>	

## 公共料金等の割引

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）【制度について】  
（0123）73-2222

各社窓口【利用について】



○ 公共交通機関の交通費等の割引を受けることができます。

特例の区分	バス	JR	飛行機	携帯電話
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	
割引額	50%割引		各社で割引を設定しています	
介護者の割引	50%割引（第1種の手帳をお持ちの人のみ）		介護者1名分が対象となる場合があります ※詳しくは各社にお問合せください	

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は  
タクシー運賃の割引（1割）もあります。

## 自動車運転免許取得費用の助成

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

就職や社会で活動するために自動車運転免許を取得する人の取得費用を助成します。

### 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～4級

10万円が上限となります

### 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 取得費用の見積書
- ・ 本人名義の預金通帳
- ・ 印鑑



## 自動車改造費の助成

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222



就職や社会活動のため、障がい者本人が所有して運転する自動車を改造する場合、かかる費用を助成します。

### 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～4級（肢体不自由者）

10万円が上限となります

### 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 見積書
- ・ 本人名義の預金通帳
- ・ 印鑑

事前申請のみ適用となります。  
改造する前にご相談ください。



## 有料道路通行料金の割引（半額）

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

有料道路通行料金の割引適用を受けることができます。

### □ 対象者

- ・ 身体障害者手帳所持者
- ・ 療育手帳第1種

有効期限があるので、更新を希望する場合は、手続きが必要です。

（有効期限の2か月前から手続きできます。）

### □ 手続きに必要なもの

#### ① 自動車登録する場合

- ・ 障がい者手帳
- ・ 運転免許証（身体障害者手帳第2種の人）
- ・ 自動車検査証

※割賦購入（ローン）または長期リースによる  
自動車をご使用の場合はお問合せください。



#### ② ETC 利用登録する場合

- ・ ①と同じもの
- ・ ETC カード
- ・ ETC 車載器セットアップ証明書

#### ③ 自動車登録しない場合

- ・ 障がい者手帳
- ・ 運転免許証（身体障害者手帳第2種の人）

## ヘルプマークについて

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222



外見からはわからない障がい者について、援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

役場福祉課（1階⑤番窓口）で配布しています。  
妊娠初期や内部の障がい、義足の人などお問合せください。

## 各種税金の控除



税務課 課税グループ（1階⑦⑧番窓口）【軽自動車税・住民税】

（0123）73-7504・（0123）73-7505

空知総合振興局 納税課【自動車税】

（0126）20-0056

岩見沢税務署【所得税】

（0126）22-0810

○ 所得税や住民税等の控除を受けることができます。

特例の区分	特別障害者	障害者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～2級</li> <li>療育手帳 A 判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳3～6級</li> <li>療育手帳 B 判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳2～3級</li> </ul>
所得税の控除	40 万円 [ 対象者が同居親族の場合 75 万円(※) ]	27 万円
住民税の控除	30 万円 [ 対象者が同居親族の場合 53 万円(※) ]	26 万円
相続税の控除	障がい者が 85 歳に達するまでの年数 1 年につき 20 万円を控除	障がい者が 85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円を控除
贈与税の非課税	信託受益権の価額のうち 6,000 万円まで	精神に障がいがある人について、信託受益権の価額のうち 3,000 万円まで
少額貯蓄の利子等の非課税	350 万円までの預貯金等の利子等	

障がい者を扶養している人が受けることができる控除もあります。  
詳しくは窓口にご相談ください。

○ 自動車（軽自動車）税について、減免を受けることができます。

対象となる自動車	<ol style="list-style-type: none"> <li>障がい者本人が所有しているまたは障がいのある人と生計を一にする人が所有している自動車(軽自動車)</li> <li>障がいのある人のみの世帯で所有している自動車(軽自動車)</li> <li>その他、障がい者の通院等のために運転する自動車(軽自動車)</li> </ol>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい1～4級</li> <li>平衡機能障がい3～5級</li> <li>肢体不自由(上肢)1～3級 (下肢)1～6級 (体幹)1～5級</li> <li>内部障がい1～4級</li> <li>乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(上肢)1～3級 (移動)1～6級</li> <li>療育手帳</li> <li>聴覚障がい2～3級</li> <li>音声機能障がい3級</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>

1 名につき  
1 台の減免

# 障害福祉サービス

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222



障がい者が安心して暮らすことができるように、日常生活を支援する制度です。利用者は、原則としてサービス利用に係る総費用の1割を負担します。（所得に応じた負担上限月額があります）  
※介護保険の対象となる方は介護保険サービスが優先となります。

## □ サービス利用までの流れ

### 1. 相談

福祉課（⑤番窓口）にご相談ください。

### 2. 申請 以下の書類をご用意ください。



#### 【必要書類】

印鑑・マイナンバーカード（または通知カード）・障がい者手帳（※手帳の交付を受けていない方は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証、特定疾病医療受給者証、難病等がわかる診断書などが必要となる場合があります。詳しくは、お問合せください。）

### 3. 認定調査（聞き取り）

福祉課の職員が、本人や家族に対して、ご自宅等で聞き取り調査を行います。

### 4. 障害認定審査会

審査会にて、必要とされる支援度合を総合的に示す「障害支援区分」を認定します。

※障害支援区分の認定が必要のないサービスもあります。

### 5. サービス等利用計画案の作成

相談支援事業所の相談支援専門員が、本人や家族の希望を元に計画案を作成します。

### 6. 支給決定

審査結果と計画案をもとに、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

### 7. 利用開始

サービス提供事業者と契約し、利用を開始します。



		サービス名	内容
訪問系サービス	自宅での支援	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事や掃除、洗濯の手助け等
		重度訪問介護	重度の障がいがある方に、入浴、排せつ、食事や掃除、洗濯の手助けのほか、外出時の支援を行います
		重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、複数のサービスを組合せて支援を行います
		自立生活援助	定期的な訪問などにより、日常における課題を把握し、支援を行います（助言等）
	外出時の支援	同行援護	視覚障がい者など、ひとりでの移動が困難な方が外出するときに、同行して支援を行います
		行動援護	ひとりでの行動が難しい方に、危険を避けるための手助けや、外出の支援を行います
日中活動系サービス	日中の活動支援	生活介護 	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動の機会を提供します
	介護者への支援	短期入所（ショートステイ）	介護する方が病気の場合など、施設等に一時的に入所し、入浴、排せつ、食事の介護を行います
	自立・就労支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した生活ができるように、身体機能や生活能力を維持するための訓練を行います
		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、知識や能力の向上のための訓練を行います
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業などへの就労が困難な方に、就労する機会を提供し、能力向上等の訓練を行います
		就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う課題の支援を行います
	居住系サービス	自宅以外での支援	施設入所支援
共同生活援助（グループホーム）			夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
療養介護			常に医療と介護を必要とする方に、医療機関で日常生活の介護などを行います
宿泊型自立訓練			一定期間、居室等を提供し、日常生活能力の向上や生活の相談など支援を行います
地域相談支援	自立した生活の支援	地域移行支援 	施設入所者や精神科病院入院患者などに、地域での生活に移行するための相談や、入居支援などを行います
		地域定着支援	一人暮らしをする方との連絡体制を確保し、緊急時における相談や支援を行います



## 地域生活支援事業

福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、栗山町内の実状に合わせた支援事業を行っています。



実施事業	内容
理解促進研修 啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくし、障がいへの理解・関心を深めるための啓発活動に取り組みます
自発的活動 支援事業	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します（ピアサポート事業、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等）
成年後見制度 利用支援事業	障がいのために判断能力が十分でない方に対し、日常生活で必要な金銭面の判断や、各制度やサービスの利用等が適切に行われるよう、成年後見制度（後見人・保佐人・補助人による意思決定支援）の利用を支援します
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要な外出のための支援を行います
地域活動支援 センター事業	機能訓練・社会適応訓練の実施や入浴等のサービスを行うなど、就労が困難な障がい者の日中活動支援を行います
手話奉仕員 養成研修事業	「くりやま手話の会」との連携により、聴覚障がい者との日常会話程度の意思疎通を行うために必要な手話表現技術等を習得する、手話奉仕員の養成研修を開催します
日中一時支援 事業	障がいのある方の家族の理由により、一時的に事業所に通所し、障がいのある方の日中における活動の場を確保するとともに、食事や入浴の介助等を行います
精神障がい者 通所交通費 助成事業	精神に障がいのある方の社会参加の促進を目的として、障がい福祉サービス事業所等へ送迎を利用せずご自分で通所されている方に対し交通費の一部を助成します



各種事業の詳しい内容については、お気軽にお問合せください。

# 子どもを対象としたサービス

栗山町子ども発達サポートセンター（総合福祉センター「しゃるる」2階）  
（0123）73-2260  
福祉課 福祉・子育てグループ（1階⑤番窓口）  
（0123）73-2222

## ① 子どもの発達や自立を支援します

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活の知識や集団生活適応のための訓練を行います
医療型児童発達支援	発達支援と併せて、肢体に障がいのある児童に、理学療法などの治療を行います
放課後等デイサービス	就学中の児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を行います
保育所等訪問支援	保育所などに通う児童に、集団生活適応のための支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	通所が困難な子どもに、自宅に訪問をして発達支援を行います

手帳がなくても申請は可能です。  
まずはお気軽にご相談ください。

## □ サービス利用までの流れ

### 1. 相談

栗山町子ども発達サポートセンターにご相談ください。

### 2. 申請 以下の書類をご用意ください。

#### 【必要書類】

印鑑・マイナンバーカード（または通知カード）・障がい者手帳（※手帳の交付を受けていない方は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証、特定疾病医療受給者証、難病等がわかる診断書などが必要となる場合があります。詳しくはお問合せください。）

### 3. 調査

現在のお子さまがおかれている環境などを聞き取り調査します。

### 4. 支援利用計画案の作成

相談支援事業所の相談支援専門員が、希望を元に計画案を作成します。

### 5. 決定

調査結果や計画案をもとに、「通所サービス受給者証」を交付します。

### 6. 利用計画の作成

利用する事業所などと調整を行い、利用計画を作成します。

### 7. 利用開始

「通所サービス受給者証」を事業所に提示し、サービス利用を開始します。



## ② 子ども発達サポートセンター



子ども発達サポートセンターでは、発達に心配のあるお子さまの相談や親子で通園して指導を受けることができます。

個別指導	個別にプログラムを作成して指導を行います。遊びを通して、ことばの発達やコミュニケーション能力の向上を促します。
集団指導	年齢に応じ5~6人のグループで指導を行います。音楽、ゲーム、運動などの遊びを通して、集団行動や友だちとのやり取りを学びます。
ことばの相談	「ことばが遅い」、「うまく発音ができない」などの心配事に、心理士や言語聴覚士が相談にのります。
一般開放	プレイルームや個室を使い、親子で自由に遊ぶことができます。 (毎週木曜日 9~12時)

## ③ 子ども発達・療育支援事業

発達や療育支援の必要がある児童及びその保護者に対して、障がい児通所支援サービスの利用料や交通費、療育・発達支援を目的とした通院に係る交通費を助成します。

助成内容
療育・発達支援を目的とした通院に係る交通費の一部を助成
障がい児通所サービスの利用料金（町内事業所→全額、町外事業所→1/2）及び交通費（町外事業所に限る）の一部を助成



# 相談窓口について

役場相談窓口

名 称	窓口番号	電話番号
福祉課 福祉・子育てグループ	⑤番窓口	73-2222
福祉課 高齢者・介護・医療グループ	⑥番窓口	73-7507
地域包括支援センター	⑥番窓口	73-2255
住民保健課 国保グループ	②番窓口	73-7508
住民保健課 健康推進グループ	③番窓口	73-2256
税務課 課税グループ	⑦⑧番窓口	73-7504 73-7505
子ども発達サポートセンター	総合福祉センター 「しゃるる」2階	73-2260

その他の相談窓口

障がい者よろず相談会 主催：南空知地域生活支援センターりら	総合福祉センター 「しゃるる」2階	毎週水曜日 13～16時 (電話相談) 月～金曜日 13～16時 080-1979-8843
----------------------------------	----------------------	---

町外相談機関

名 称	住 所	電話番号
空知総合振興局 社会福祉課地域福祉係	岩見沢市 8 条西 5 丁目 (4 階)	(0126) 20-0111
空知総合振興局 納税課	岩見沢市 8 条西 5 丁目 (1 階)	(0126) 20-0056
岩見沢税務署	岩見沢市 2 条東 4 丁目	(0126) 22-0810
岩見沢年金事務所	岩見沢市 9 条西 3 丁目	(0126) 25-1570
岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩ヶ丘 1 丁目	(0126) 22-1119
岩見沢保健所	岩見沢市 8 条西 5 丁目	(0126) 20-0100
岩見沢保健所 由仁支所	夕張郡由仁町新光 195 番地	(0123) 83-2221
北海道立心身障害者 総合相談所	札幌市中央区円山西町 2 丁目	(011) 613-5455

栗山町福祉課 福祉・子育てグループ

〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地

TEL (0123) 73-2222

FAX (0123) 73-2266